

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第18回）  
議事録

日時：令和3年5月26日（水曜日）15：00～16：50

場所：経済産業省別館1階119会議室＋オンライン会議

**議題**

- ・整合規格案の確認について

**議事内容**

○桑原課長補佐　それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第18回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、以後の議事進行については三木座長にお願いしたいと思います。三木座長、よろしくお願ひいたします。

○三木座長　皆さん、こんにちは。よろしくお願ひします。

初めに、議事に入る前に、事務局より委員の出欠の確認をお願いいたします。

○桑原課長補佐　本日は、オンラインと併用し開催しており、多くの委員の方にオンラインにて御出席いただいておりますので、音声・接続確認も兼ねまして、委員お1人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思ひます。

なお、オンラインにて御出席いただいております委員におかれましては、御発言いただく際はS k y p e 会議のマイク機能ON（ミュートOFF）にさせていただきましてから御発言をお願いいたします。

それでは、まず青柳委員ですけれども、本日はオンラインにて御出席いただいております。青柳委員、よろしくお願ひします。

○青柳委員　青柳です。よろしくお願ひいたします。

○桑原課長補佐　ありがとうございます。

次に、氏田委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○氏田委員　J E M A から出ている氏田です。よろしくお願ひします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、梶屋委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○梶屋委員　　梶屋です。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、加藤委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○加藤委員　　電気安全環境研究所の加藤です。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、熊田委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○熊田委員　　東大の熊田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、多氣委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○多氣委員　　東京都立大学の多氣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、日暮委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○日暮委員　　電子情報技術産業協会、日暮です。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、松本委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○松本委員　　N I T Eの松本です。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、持丸委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○持丸委員　　産総研の持丸でございます。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

次に、三浦委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○三浦委員　　こんにちは。三浦です。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

最後に、渡邊委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○渡邊委員　　渡邊です。職業能力開発総合大学校の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

以上、12名中全委員に御出席いただいております。

○三木座長 全員が御出席ということですので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局（村中） では、事前にお送りしております資料を順に御確認いただきたいと思っております。

まず、議事次第、次に、資料1「ワーキンググループ委員名簿」、資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」、資料3「改正通達案（別表第十二）」、それから、資料4「技術基準との整合確認書」としまして、資料4-1から4-26まで、それぞれの規格についてございます。

本日の資料は以上でございます。事前にお送りしております資料に不足や不備等はないでしょうか。

なお、本日は、資料をS k y p e画面にて表示する予定でございますけれども、画面が見づらいようでしたらお手元の資料を御覧いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

前回、昨年12月に行った第17回ワーキングでは8規格のJ I S等について御確認いただき、12月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されています。本日は、26規格のJ I Sについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 今回、整合規格として御確認いただきたい規格の概要について説明させていただきます。

まず、お手元の資料2を御覧ください。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正につきまして、まず、1. 概要でございますけれども、電気用品の技術上の基準を定める省令の技術的内容を具体的に示したものとしまして、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」という通達で定めております。この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しております。こちら、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直し等を行う必要がございます。

続きまして、2. 改正の内容でございますけれども、(2)に書いておりますとおり、今回は改正する規格の数が26規格ございます。その内訳としましては、表に書いておりますが、①採用済の I E C 規格に準拠した J I S を、より新しい版に置き換えるものとしまして22規格、それから②としまして、未採用の J I S を新たに採用するものが4規格ございます。また、(3)に書いておりますけれども、猶予期間経過により削除する規格の数が16規格ございます。

3. 今後のスケジュールとしましては、本会議後、速やかに30日間のパブリックコメントを行います。改正の時期は8月以降を予定しております。ただし、これまでと同様でございますけれども、改正から3年間は、なお置き換える前の J I S 規格によることができるものとするとして、猶予期間を設けたいと考えております。

次のページには、別添1としまして、今回26規格採用しようとする整合規格案の一覧表がございます。ちょっと長いのですが、3ページにわたりまして一覧表があります。その次の4ページから、別添2としまして各規格の概要が書いてございます。こちら、後ほど各規格の整合確認書と併せて説明をいたします。

資料2の御説明は以上でございます。

続きまして、資料替わりまして、資料3のほうを御覧ください。

こちら資料3は、別表第十二、国際規格等に準拠した基準としまして、本日の審議内容が予定どおり改正された場合の仕上がり案となっております。

表1の初めの右側に、水色の網かけ部分が今回追加しようとする部分でございます、灰色の網かけの部分が、猶予期間が過ぎて削除するなどの削除する部分の該当箇所でございます。

続いて、こちら資料3の12ページを御覧ください。

12ページの上から6番目に、削除しようとする規格としまして、J60825-1(H14)「レーザー製品の安全基準」につきましても今回併せて削除しようと考えております。こちらに対応する JIS C 6802 でございますけれども、書いてございますとおり1998年に制定されたもので、最新の JIS C 6802 は2018年版が存在するのですけれども、それに比べて相当古い規格になっております。こちら、関係業界に対して、この J60825-1(H14) というものを直接活用しているか実態を確認しましたところ、使われていないということが判明いたしました。電気用品の中にはレーザー光を利用しているものも数多くあるのですけれども、そういったものにつきましては、その電気用品の J 規格自体が個別にこの JIS C 6802 を引用してい

るといような体系になっております。したがって、こちらのJ60825-1(H14)を別表十二から削除しても差し支えないものと判断させていただきました。

続きまして、17ページを御覧ください。

17ページの表2のところに、雑音の強さに関する基準が書いてございます。この表2の下の部分につきまして、灰色網かけの部分を削除しまして、青色の網かけ部分を追加することとさせていただきます。

この点につきまして、もう少し詳しく御説明させていただきますと、現在、表2の雑音基準は4つ表にございますけれども、ここに含まれない電気用品も若干ございますため、その場合に適用すべき雑音基準を別表十から適用するというところで、現行の別表十二では、表2の下の表、イ、ロ、ハとあるところに示しております。

一方で、電気安全の規格につきましては表1のほうに順次、本ワーキングの審議を経て採用しているところなのですが、そこに掲載のJISなどの規格の中には、電気安全の要求事項に加えまして雑音の強さに関する要求事項も含まれているものの中にはございます。その場合、現行の記載内容ですと、表1の中に書いてある雑音の基準に加えて表2の雑音基準も適用しなければならないというふうに読めてしまいます。こういった二重要求となってしまいますため、そういう場合は表1の雑音基準を生かしまして、表2の雑音の強さに関する基準は適用しないものとするように、こちらの青網かけ部分の「なお、表1に掲げる基準のうち、雑音の強さの規定が含まれる基準にあつては、表2の雑音の強さに関する基準を適用しない。」という記載を追加することといたしました。

また、先ほど説明しましたのとは真逆なのですが、表1の規格には雑音基準が含まれなくて、表2の4つの雑音基準にも該当しないという電気用品も中にはございます。僅かながら、電子スイッチや携帯発電機などがございます。そのような製品の雑音基準は、これまでと同様に別表第十の雑音基準を適用するようにするため、これまでは表2の下の表で書いてきたのですが、今後はもう少し明確に記載するために、表1の各備考欄に個別に記載することとしました。

一例としてお示いたしますと、表2の少し上のほうにJ8528-8(H16)という、往復動内燃機関駆動による交流発電装置。いわゆる携帯発電機の規格なのですが、この規格には雑音基準は含まれておらず、表2に適用できる雑音基準もございませんので、備考欄の青網かけのところのように、「この基準を適用した場合、表2を適用せず別表第十第9章を適用する。」と記載しまして、適用すべき雑音基準を明確化することといたしました。

すみません、長くなりましたけれども、資料3の説明は以上でございます。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明について御質問等ございますでしょうか。

○日暮委員 すみません、日暮ですけれども、よろしいでしょうか。

○三木座長 はい、どうぞ。

○日暮委員 レーザーのことにに関して何か御説明があったのだと思うんですが、12ページぐらいでしたっけ。そこで、この規格は古いということで、今使われているかどうかを確認されたということだったと思うのですけれども、それはどのぐらいの数について確認されたのでしょうか。会社数なんですかね。

○事務局（村中） 事務局より回答させていただきますと、こちら、整合規格案の要望活動などを行っております電気用品調査委員会傘下の関係業界でございまして、例えばJEMAだったりとか、あとJEITAだったりとか、電気用品の関係業界団体が属しているのですけれども、電気用品調査委員会にて関係業界団体に調査をかけまして、こちらのレーザー製品の安全基準を活用している企業はあるか、削除して問題あるかどうかということを確認していただいた結果、使われていないので削除しても問題ないという回答をもらっております。

○日暮委員 分かりました。理解できました。ありがとうございます。

○三木座長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

○多氣委員 すみません、多氣ですけれども、質問よろしいでしょうか。

○三木座長 はい、どうぞ。

○多氣委員 先ほど表2というのが出てきて、表1と二重になるのではという話だったのですけれども、表1のほうにあるのはIECのほとんど、製品規格の中にある雑音の強さ目安を適用しましょうという、そういうお考えだと思います。表2のほうはCISPRの規格になっているわけで、恐らくほとんどの製品規格がCISPRの規格を参照しつつやっているのだと思うのですけれども、基本的な考え方として、そのCISPRと二重にならないように、まず製品規格をやりましょうという、そういう発想での改定という、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（村中） もう一度、すみません。

○多氣委員 というのは、例えばここにCISPR15というようなのが2017年につくられているわけですね。これは、CISPR15という、これは照明器具の国際規格、照明器具のノイ

ズの国際規格なわけですけれども、これをJ規格として2017年に国内でもC I S P Rの規格を使いましょうというようなことで出てきたのだと思うのですけれども、これを使うのをやめましょうとなったその経緯がちょっとよく理解できないので、基本的な考え方としてどういうお考えの下でこの改定をされたのかがよく分からないなということを教えていただければと思います。このCISPR32も、2017年に日本にそのCISPR32を導入しましょうと、これはマルチメディアの機器ですけれども、そういった作業をしてC I S P R規格を日本版にしたけれども、これを使うのをやめますというのがちょっと、考え方がよく理解できないところがあったので、教えていただければと思います。

○事務局（村中） 恐れ入ります。ありがとうございます。

表2の雑音の強さに関する基準、基本的にはこちらを使っていただくこととなります。電気安全の整合規格を採用する際の整合確認書において、電波雑音に関する関係箇所に、例えばCISPRJ 15の基準を適用するとなれば、そこはそちらを使うと。基本、表2のほうを使うということなのですけれども、その製品規格の中には雑音基準も中に含まれているものもありまして、そういった場合は製品規格の雑音基準を使うことでよしとしようということであり、表2に記載しております雑音基準をもう全く使わなくして、表1の規格だけにしていくという趣旨ではございません。

○多気委員 分かりました。ありがとうございます。よく理解できました。

○事務局（村中） ありがとうございます。

○三木座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○三浦委員 すみません、三浦です。

○三木座長 はい、どうぞ。

○三浦委員 すみません。今の、同じく表2のところを教えていただきたいと思ったのがあるのですけれども、今先生もおっしゃっていたC I S P R規格の云々という、そんな難しいことではなくて、ここで言っている表2の「マルチメディア機器」って、総称というか、ここで「マルチメディア機器」とはどのようなものを指すのでしょうか。具体的に教えていただければと思います。

○事務局（村中） 例えば、オーディオとかビデオとか、あとは情報通信機器類がそちらに該当すると考えています。CISPRJ 32の適用範囲に書いてあるものが対象ということになります。

○三木座長 よろしいですか。

○三浦委員 はい。まあ、何を指すかというのは、それを見れば分かるということなんですね。

○事務局（村中） はい。そうでございます。

○三浦委員 分かりました。ありがとうございます。

○三木座長 それでは、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。

資料2の別添1の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答いただくというふうに進めてまいります。

では、まず事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 事務局、遠藤です。本日は審議案件が多く、時間的制限もある関係から、まず一覧表のNo.1～No.3の規格については整合確認書の内容が類似していることもございますので、誠に恐縮ですがけれどもまとめて説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料2の別添2「整合規格へ採用するJISの概要」資料を御参照ください。

まず、1番目の規格ですけれども、JIS C 8283-1の追補1が2021年に発行されましたので、これを併せて採用するというところでございます。

規格名称は、家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項ということでございます。この一般要求事項を踏まえまして、次のNo.2とNo.3の規格が成立しております。

まず、適用範囲でございますが、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした、接地極付又は接地極なしの、2極の機器用カプラーの一般要求事項ということでございます。

主な改正点は、試験の際のねじの締付けトルクの規定を変更した。トルク及び引張試験の実施手順を変更した。さらに、0.2A、微小電流の機器用カプラーに対する耐熱性要求がちょっと厳し過ぎるので少々緩和したということでございます。

続きまして、通し番号2の機器用カプラーの第2—1部：ミシン用カプラーです。

当該規格は、家庭ミシン用の特殊な機器用カプラーで、定格電圧250V以下、定格電流3.0A以下の交流専用のミシン用カプラーについて規定するものでございます。

主な改正は、併読します、1で紹介いたしましたJIS C 8283-1が2019年に改正されたので、それに伴う整合化ということでございます。

基本的に、改定前は個別規格のほうで規定していた内容が、一般要求事項の規格に吸収されたので、それらの箇所を削除したということが主な変更内容でございます。

続きまして、3番目、機器用カプラの第2—3部、IPX1以上の保護等級をもつ機器用カプラということで、IPX保護等級ということで耐水性についていろいろ基準が定められているのですけれども、そういった耐水性を持ったカプラの要求事項を定めた規格でございます。

主な改正点は、これも2番目の規格と同様に、併読いたします一般要求事項が2019年に改正されておりますので、それに対応して、その中に個別規格のほうで定めておりました要求事項が吸収されておりますので、それを削除するというのが主な変更でございます。

以上がNo.1～No.3までの規格の概要でございます。

続きまして、整合確認書でございますが、該当・非該当の欄の対応状況が3規格同じです。代表といたしましてJIS C 8283-1の資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。お手元の資料4—1を御覧ください。また時間的制限もございますので、非該当とさせていただいた部分のみ説明させていただきます。

19ページを御覧ください。こちら、第十三条でございます。人体に危害を及ぼすような電磁波が発生していないかという要求事項でございます。一般的にこういったカプラにつきましては、そういった電磁波を発生するような部品が埋め込まれたというものはまだ一般的ではないと解釈されることから、カプラについてはこの第十三条は非該当ということにさせていただきました。

続きまして、同じページの第十五条第1項～第3項、急な始動や急な停止による影響がないかということでございますが、カプラにつきましてはそういった動く部分がございませんので、非該当が適切というふうに判断させていただきました。

続きまして、21ページ、第十七条でございます。電磁波に対するイミュニティー耐性を持っているかという要求事項でございます。こちらのほうにつきましても、カプラにつきましては、そういった電磁波の影響を受けるような電子部品は搭載されていないものが一般的だと思いますので、この条項につきましても非該当が適切というふうに判断させていただきました。

同じページの第十八条でございます。今度は放送受信に悪影響を及ぼすような電磁波を出していないかという要求事項でございます。繰り返しますが、カプラにつきましてはそういった電磁波を発生するような電子部品を組み込んだものは一般的ではないので、非該当が適切というふうに判断させていただきました。

続きまして、22ページでございます。22ページから以降、第二十条ということで、長期

使用製品安全表示制度を守っているかということでございますけれども、カプラはこの表示制度の対象ではございませんので、非該当というふうに判断させていただきました。

簡単ですが、以上をもちまして、一覧表の1番から3番までの規格につきましては整合規格を採用しても差し支えないというふうに判断させていただきました。

以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますでしょうか。——特にないようですので、それでは次の説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤）　　続きまして、一覧表の4番から6番の規格についてですが、同様にまとめて説明させていただきます。

まず、資料2別添2の概要の資料を御覧ください。

2ページ目の4番です。採用するJ I SはC 9335-2-13でございます。以下3規格はそういう調理器具でございます。まず、この4番は第2—13部ということで、深めのフライ鍋、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項ということでございます。

適用範囲といたしましては、定格電圧が250V以下で、家庭での使用及びこれに類する使用を意図し、油を料理用に使用し、推奨最大油量が5L以下の深めの電気フライ鍋、電気フライパン、電気中華鍋、及びその他の電気機器ということでございます。

主な改正内容につきましては、取扱説明書につきまして、例えば食品又は油と接触する表面の洗浄方法に関する詳細や、規格が外部タイマ又は遠隔システムで操作することを意図したものではないといった記載事項の要求事項を追加したものでございます。またさらに、深めのフライ鍋のハンドルにつきまして、外力に耐え得るようなことを求める要求事項を追加されたものでございます。

続きまして、5番目、JIS C 9335-2-14でございます。ちゅう房機器の個別要求事項ということでございます。

次のページの図にありますように、そういったちゅう房で使われるいろいろなジュースとかフードミキサーといったもろもろのものを規定する規格でございます。

主な改正内容ですけれども、用語及び定義の項にコードレスブレンダを追加しております。それから、コードレスブレンダに附属するスタンドにつきまして、きちんと製造事業者、型式等の表示を要求することが追加されております。また、取扱説明書の記載事項につきまして、そういった誤使用による潜在的な負傷のおそれがある旨、あるいはそのコードレスブレンダは専用のスタンドでしか使用すべきではない旨などの表示項目が追加され

ております。また、コードレスブレンダー用スタンドの接続装置は水による影響を受けないような構造であることや、ブレンダーのボウル及び切断刃に適切な機械的強度を要求することなどが追記されております。

続きまして、3 ページ目の6 番目、JIS C 9335-2-15でございます。ちゅう房関係の機器で、今度は液体加熱機器の個別要求事項ということでございます。

電気用品名として例示してございますけれども、「電気がま」、「電気なべ」、「電気湯沸器」等々でございます。

主な改正内容についてですが、適用範囲の事例としまして、炊飯器、豆乳メーカを追加したことでございます。また、用語及び定義にコードレス機器を追加しております。あと、取扱説明書につきまして、先ほどと同様にコードレス機器は付属のスタンドとともに使用するべきである等々の記載事項を追加しております。

あと、そのコードレス機器の場合は、電気湯沸器を想像していただけると分かると思うのですが、水がこぼれて専用のスタンドに漏電があったりしてはいけけないので、そういった水による影響を受けないような構造であることを求める要求事項を追加しております。

さらに、やかん及び電気保温ポットにつきましては転倒流水試験というのを追加しております。

規格概要につきましては以上でございます。

続きまして、整合確認書でございますけれども、これも同様に整合確認書の該当・非該当の構造につきましては同じ対応になっておりますので、代表といたしましてJIS C 9335-2-13をもって説明させていただきたいと思っております。

非該当とさせていただきます箇所のみ説明させていただきます。

12ページを御覧ください。12ページの二十条でございます。これは長期表示制度の対象品目ではございませんので、この項目につきましては非該当が適切というふうに判断させていただきました。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますでしょうか。

○三浦委員 すみません、三浦です。質問をよろしいでしょうか。

○三木座長 はい、どうぞ。

○三浦委員　　すみません。今、遠藤さんから御説明いただいた6番のJ60335-2-15の主な改正内容のところ、「適用範囲の例に」とありますので例に挙げられていないだけなのかもしれませんけれども、「炊飯器」と「豆乳メーカー」とありますが、ヨーグルトを作るために電気を入れてというヨーグルトメーカーも市場にはあるのですけれども、これはなぜわざわざ豆乳メーカーで、メジャーなヨーグルトメーカーはないのか、消費者的な素朴な疑問で恐縮なのですけれども、お答えいただけますか。

○事務局（遠藤）　　うーん、ちょっと原案作成団体に何でヨーグルトメーカーは適用範囲に入れなかったのかというのを聞いてみないと……

○氏田委員　　JEMAから来ている氏田ですけれども、ちょっと発言させていただいてよろしいですか。

○三浦委員　　教えてください。

○氏田委員　　豆乳メーカーは、ちょっと中国からの提案なんです。中国では比較的、日本ではあんまり見られないのだけれども、大豆を蒸したやつを入れて加熱して豆乳にするという製品が結構ポピュラーにあるようなので。ヨーグルトメーカーは加熱はしないんじゃないですかね。だから、ヨーグルトメーカーはこの2-15の対象ではないと。逆に熱くなく、液体加熱機器なので、そういうふうを考えます。豆乳メーカーは中国の提案です。

○三木座長　　すみません、申し訳ありません、今御発言いただいたのはどなたでしょうか。

○氏田委員　　JEMAの氏田です。

○事務局（遠藤）　　三浦委員。ということのようです。

○三浦委員　　ありがとうございました。

○三木座長　　よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

○多氣委員　　すみません、多氣ですけれども、よろしいでしょうか。

○三木座長　　はい、どうぞ。

○多氣委員　　この加熱機器ということなのですけれども、その加熱の方法によって区別があるのかどうかをちょっとお聞きしたかったんですね。というのは、加熱するときにヒーターを温めるような加熱の仕方であれば、誘導加熱をする場合。その場合、電磁界関係、そういう立場で見ると周波数が全然違うわけですね。これは、その加熱方法を全て含んで、IHも含んだ分類という、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○氏田委員　　また J E M A の氏田が答えますけれども、 I H の炊飯器もこの規格の適用範囲です。当然通常のヒーターのものも同じです。

○多氣委員　　分かりました。ありがとうございます。その場合、人体に有害な電磁界とか、あるいは雑音の強さとか、その辺りがあるわけで、まず雑音の強さに関しては別の J I S があると。恐らくその中に C I S P R 14 で規定しているようなものがあるのかなと——あるのかないのか知りませんが、雑音は別にあるということで、ここの場でやるものではないと思うのですが、電磁界に関しては放射線の話を用いている格好になりますね。本当にこれで皆さん納得するのかということに関して、どのように議論されているのか。これは毎回同じようなことを言っているのですけれども、十三条だったかな、電磁的妨害ではなくて、もう少し上ですね。これです、十三条ですね。こちらの左側の欄では電磁波がということなのですけれども、右側に書いてあるのは「放射線、毒性その他これに類する危険性 機器は、有害な放射線を発生してはならない。」という、これで電磁界はちゃんと問題ないですよというふうに言っているのかどうかということも気になりますね。その辺り、どのように議論されているのかということについて、どのような議論を経ているのかということについてお聞かせいただけないでしょうか。

○事務局（遠藤）　　過去の経緯を御説明しますと、電磁波の生態影響につきましては I C N I R P の基準が出ておりますけれども、問題意識としてはそれを要求事項に追加しなくてはいけないのではないかとということだと思っておりますが、過去のそういった検討した過程におきまして、では取りあえず実際に家電製品等から発せられる電磁波が I C N I R P で求める基準と比べてどうなのかということを見てもみましょうという話が15年ほど前ですかにありまして、実際に測ったところ、その I C N I R P の要求値から比べると非常に低い値であったということから、取りあえず現状としては、サンプル抽出ではあるものの、一般的な家電製品はクリアしたということをもって、その個別の要求事項まで求めるには至らないのではないかとというふうな議論になりまして、今日に至っております。

○三木座長　　よろしいでしょうか。

○多氣委員　　はい。これで皆さん納得しているのであれば、それはそれで、それ以上言うことはないのですけれども、製造業者さんは、この有害な放射線を発生してはならないという、その項目をもって I C N I R P のガイドラインを満たしていることは確認して物をつくると、そういうふうに理解されているというふうに考えていいということによろしいですか。

○事務局（遠藤） 現状、そのレベルでいるというふうに自分は考えておりますけれども、あるいは、この整合規格ワーキングにも製造事業者側の方も来ていらっしゃいますので、もし、いや、そうではないということがありましたらば、この機会に御発言いただければと思います。

○三木座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。御意見ある方、いらっしゃいますか。――特にありませんか。それでは、一応、今遠藤さんからお話がありましたということで、先に進めたいと思います。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○青柳委員 すみません、青柳ですけれども、質問をよろしいでしょうか。

○三木座長 はい、どうぞ。

○青柳委員 先ほど、三浦さんは納得されたのですけれども、ヨーグルトメーカーについて。加えない理由は、加熱機器ではないからという説明だったように聞き取れたのですけれども、そうでしたよね。

○三木座長 はい、そうです。

○三浦委員 加熱しますよね。

○青柳委員 はい。私、自分でヨーグルトを作るときに加熱するんですね。ヨーグルトメーカーになるとしないのかなと思って、今ちょっとググったのですけれども。

○三浦委員 そう、スイッチがあるので……

○青柳委員 加熱するようです。なので、もう一度入れるように考え直していただけないかなと思って。

○三浦委員 ありがとう。

○N I T E 鷺崎氏 すみません、N I T E の鷺崎と申します。よろしいでしょうか。

○三木座長 はい、どうぞ。

○N I T E 鷺崎氏 この該当規格の9335-2-15を確認したところ、機器の例としてヨーグルトメーカーが含まれておりますので、対応していると思われれます。

以上です。

○氏田委員 すみません、J E M A の氏田です。今まさに I E C の規格も私はチェックしました。ヨーグルトメーカーは入っていました。訂正します。

○三浦委員 ありがとうございます。

○三木座長 では、問題ありませんね。

○三浦委員 ありがとうございます。

○青柳委員 了解いたしました。

○三木座長 では、一件落着ということで。

それでは、先に進めたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

○事務局（遠藤） 続きまして、7、8、9の3規格について御説明させていただきます。

まず、7番目、JIS C 9335-2-53、サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項でございます。

定格電圧が単相の場合では250V以下、その他の場合は480V以下で、定格入力が20kW以下の、サウナ用電熱装置及び赤外線発生装置の安全性について規定するものでございます。

主な改正内容につきましては、用語及び定義に予約モードを追加した。予約モードを持つ場合につきまして、制御装置は固定式であることや、遠隔操作用待機モードの設定を持つ組立式サウナのドアへの要求を適用することを追加したものでございます。

次、8番目のJIS C 9335-2-54、液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項ということでございます。

定格電圧が250V以下の液体洗浄剤又は蒸気を使用することによって、表面を清掃することを意図した家庭用電気掃除機の安全性について規定するものでございます。

主な改正内容でございますが、用語及び定義に加圧機器（pressurized appliance）を追加する。スイッチについて、不用意な動作が生じるおそれがないような構造であるか、または操作部を解放したときにOFF位置に自動的に戻るものであることを追加した。またさらに、携帯形——携帯形といいますのは、下に写真が掲示されていますが、左側のものでございます。携帯形の機器について、落下試験を追加しました。というのが主な改正内容でございます。

続きまして、9番目、JIS C 9335-2-65、空気清浄用機器の個別要求事項ということでございます。

適用範囲といたしましては、定格電圧が単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の家庭用及び類似の目的のための、空気清浄用機器の安全性について規定するものでございます。

主な改正内容についてですけれども、定義にUV放射空気清浄用機器を追加しました。UV放射空気清浄用機器について、紫外線は目及び皮膚に対して危険であり、機器外では

交換可能なUV-Cエミッタを操作しない旨の警告表示を追加しました。また、取扱説明書に、UV-Cエミッタを持つ機器について、意図していない使用やハウジングへの損傷はUV-C放射の漏れが発生する可能性があり、たとえ漏れが少量であっても、目及び皮膚の障害を引き起こす旨の記載を要求事項として追記したものでございます。さらに、危険な量の放射線の放出について規制する要求事項を追加しております。

概要については以上でございます。

続きまして、整合確認書でございますが、該当・非該当の構造が3規格同じでございますので、代表といたしまして2-53、サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項の整合確認書、資料で言いますと4-7をもちまして説明させていただきます。

12ページを御覧ください。これも二十条についてのみ非該当といたしました。その他の項目については全て該当ということにしております。

説明については以上でございます。

○三木座長 御意見でございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。事務局よりまた説明をお願いします。

○事務局（馬場） では、説明させていただきます。よろしくをお願いします。

第10番目から13番目の規格に関しまして該当・非該当は、代表として10番目の規格で説明させていただきます。まずはそれぞれの規格の概要を説明させていただきます。

10番目の規格、JIS C 9335-2-67、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性：業務用床処理機の個別要求事項について説明させていただきます。

この規格は、定格電圧が単相機器にあつては250V以下、その他の機器にあつては480V以下の商用電源駆動モータ、内燃機関及び電池駆動モータをもつ機器で、人工的な表面をもつ床に用いられる屋内及び屋外で用いられる業務用の駆動床処理機の安全性について規定しています。

電気用品名としては、「電気床磨き機」などが該当します。

主な改正内容としましては、モータ駆動清掃ヘッド、電池、タイヤ、固定ガード等への要求事項、通電ホースへの摩耗性及び押し潰しへの耐性に関する要求事項、燃料タンクを持つ機器及び液化石油ガスを用いる内燃機関で駆動する機器に対する要求事項、モータ駆動清掃ヘッドに表示する項目を追加しました。

続いて、整合確認書ですが、資料4-10を御覧ください。提案者からは非該当との提案がありましたが、検討の結果、該当とさせていただきますものとしましては、10ページ

の第十五条第3項、始動、再始動及び停止による危害の防止がございませぬ。こちらは、通則の「箇条19 異常運転において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。」が根拠となると判断できるため、該当としました。

続きまして、非該当部分としましては、11ページ以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分ですが、業務用床処理機は長期使用製品安全表示の対象ではないため、非該当となっております。

この規格に関しましては以上です。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明及び整合確認書について、御意見ございませぬでしょうか。

11、12、13の説明は。

○事務局（馬場） 説明が前後してしましまして大変申し訳ございませぬ。11、12、13番目の規格に関しまして、規格の概要を説明させていただきます。該当・非該当部分に関しましては、先ほどと同じでございませぬ。

では、11番目の規格の説明をさせていただきます。採用するJ I Sとしまして、JIS C 9335-2-76、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性：電気さく用電源装置の個別要求事項についての規格です。

適用範囲としましては、この規格は、定格電圧が250V以下の、農業用及び野生動物管理用のさく用ワイヤに通電する電気さく用電源装置の安全性について規定してございませぬ。

電気用品名としては、「電気さく用電源装置」等が含まれます。

主な改正内容としましては、適用範囲に含まれるD形電気さく用電源装置の種類を追加し、定義を変更しました。標準負荷装置の負荷条件を細分化しました。あと、D形電気さく用電源装置の着脱できる電源供給装置は、製造業者が提供する附属品リストに記載しなければならないことを追記しました。

この規格に関しては以上です。

では、続きまして、12番目の規格に関しても説明させていただきます。採用するJ I Sとしまして、JIS C 9335-2-81、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性：足温器及び電熱マットの個別要求事項についての規格です。

この規格の適用範囲としましては、定格電圧が250V以下で、家庭用及びそれに類する用途の足温器及び電熱マットの安全性について規定してございませぬ。通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いるような、一般大衆への危険源と

なる機器も、この規格の適用範囲です。

電気用品名としては、「電熱マット」などが挙げられます。

主な改正内容としましては、洗濯可能な機器の要求事項、可とう性コードに取り付けたコントローラ及び機器用インレットの要求事項を追加し、電熱素子、内部配線の絶縁について異常な熱、火に対する耐性試験を追加しました。

この規格に関しては以上です。

次、続けてまいります。13番目の規格、JIS C 9335-2-85、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性：ファブリックスチーマの個別要求事項に関して説明いたします。

適用範囲としまして、この規格は、定格電圧が250V以下の、家庭用及びこれに類する目的のファブリックスチーマの安全性について規定しております。通常、家庭で用いない機器でも、店舗において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲です。

電気用品名としては、「電気湯のし器」などが挙げられます。

主な改正内容として、適用範囲において規格の対象外とする表現を変更し、電源コードに編組コード（コード分類 60245IEC89）の使用を許容しました。

整合確認書に関しましては先ほど説明したとおり、非該当の部分は第二十条の長期使用製品安全表示の対象ではないため、非該当としております。

以上、4規格について説明いたしましたが、何かございますでしょうか。

○三木座長 改めまして、御意見ございますでしょうか。——特にないようですので、次に進めたいと思います。次の説明、お願いします。

○事務局（馬場） ありがとうございます。

次、14番目の規格を説明させていただきます。採用するJISとしまして、JIS C 9335-2-89、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性、第2—89部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項となります。

まず、適用範囲としまして、この規格は、電動圧縮機を内蔵した単一の機器、又は二つの組立品として供給された後、製造業者の取扱説明書に従って単一の機器として組み立てる機器であって、電氣的に動作する業務用の冷凍冷蔵機器及び製氷機の安全性について規定しています。

電気用品名としては、「冷蔵用のショーケース」などが挙げられます。

主な改正内容としましては、適用範囲として製氷機を追加し、それに伴い製氷機に関する

る要求事項等を追加しました。飲料を陳列又は保存するための機器の棚に対する要求事項を追加しました。あと、可触ガラスパネルの要求事項及び試験方法を追加、可燃性冷媒を用いた分離型機器等に対する要求事項を追加しました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4—14を御覧ください。提案者からは非該当として提案がありましたが、検討の結果、該当とさせていただきますものとしましては、7ページの第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止がございます。こちら、通則の「箇条32 機器は、有害な放射線を発生してはならない。」が根拠となると判断できるため、該当としました。

また、11ページの第十八条、雑音の強さに関しましては、J55014-1などの別規格で規定されているため、該当としました。

非該当部分としましては、先ほどまでと同じ11ページ以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示に関しまして、こちらの製品は長期使用製品安全表示の対象ではないため、非該当となっております。

14番目の規格に関しては以上となります。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますでしょうか。——それでは、次にまいりたいと思います。

それでは、引き続きましてよろしく申し上げます。

○事務局（馬場） 15番目の規格に関して説明させていただきます。採用するJ I Sとしまして、JIS C 9335-2-98、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—98部：加湿器の個別要求事項となります。

まず、適用範囲としましては、この規格は、定格電圧が単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の家庭用及びそれに類する用途の加湿器の安全性について規定しています。通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽産業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲です。

電気用品名としては、「電気加湿機」が挙げられます。

主な改正内容としましては、水蒸気の温度が60℃を超える場合、旧J I Sでは、やけどに対する趣旨の表示（注意文章）を表示しなければならない規定がありましたが、図記号の表示でもよいとしました。

では、次に整合確認書ですが、資料4—15を御覧下さい。

まず、提案者からは非該当との提案がありましたが、検討の結果、該当とさせていただきます。

きましたものにつきましては、11ページの第十五条第3項、始動、再始動及び停止による危害の防止がございます。こちら、通則の「箇条19 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。」が根拠になるため、該当としました。

非該当部分としましては、13ページ以降の第二十条の部分ですが、電気加湿器は長期使用製品安全表示の対象ではないため、非該当とさせていただきます。

以上となります。

○三木座長 何か御意見ございますでしょうか。——よろしいですか。

それでは、次の説明にまいりたいと思います。お願いします。

○事務局（馬場） では、続きまして、16番目の規格の説明をさせていただきます。採用するJISとしましては、JIS C 8462-1、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ、第1部：一般要求事項となります。

適用範囲としまして、この規格は、屋内又は屋外の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流1000V以下及び直流1500V以下のボックス、エンクロージャ及びエンクロージャの一部について規定しています。

この規格は、周囲温度が通常40℃を越えない場所で使用するボックス及びエンクロージャに適用しております。

電気用品名としましては、「ケーブル配線用スイッチボックス」などが適用範囲となっております。

主な改正内容ですが、在来工事に使用されるボックス及びエンクロージャを国際規格との整合化を高める事を目的に、JIS C 8462-31の内容を取り込み、用語の定義、試験対象品の追加などを行いました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4—16を御覧ください。提案者からは非該当との提案がありましたが、検討の結果、該当とさせていただきますものにつきましては、6ページ目の第十条、火傷の防止の部分ですが、ボックス及びエンクロージャ等は電線及び充電部を保護するために使用する製品で、製品に電気を流さないことから、温度上昇しないので、火傷の危険はないため、非該当が妥当であると判断しました。

次に、非該当を確認したものとしましては、多数ございます。

まず初めに、10ページから11ページ目（正しくは8ページから9ページ目）の第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の部分ですが、スイッチボックス、エンクロージャは人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を外部に発生しない品目であるため、

非該当と判断しました。製品に電気を流さないため、電磁波は発生しないということです。

次に、10ページから12ページ目（正しくは9ページから10ページ目）の第十五条各項、始動、再始動及び停止による危害の防止の部分ですが、ボックス及びエンクロージャは、そもそも運転を行わないため、こちらは非該当が妥当であると判断しました。

ページ数がもしかしてずれていませんか。

○三木座長 ページ数が何か合っていないような感じがします。

○事務局（馬場） こちらの不手際で申し訳ございません。少々お待ちください。

次に、10ページの第十六条 保護協調及び組合せを御覧下さい。ボックス及びエンクロージャとは部品であるため、非該当が妥当であると判断させていただきました。

次に、10ページから11ページの第十七条、電磁的妨害に対する耐性を御覧ください。（ボックス及びエンクロージャは）一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当であると考えました。

次、11ページ目の第十八条、雑音の強さに関しましては、ボックス及びエンクロージャ等は、電線及び充電部を保護する製品で、その製品自体に電気を流さないことから、電磁波の発生源ではないと考えましたため、非該当が妥当であると判断いたしました。

最後に、12ページ以降の第二十条の各号長期使用製品安全表示制度による表示になります。（ボックス及びエンクロージャは）対象の品目ではないため、非該当が妥当であると判断いたしました。

以上となります。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——それでは、次にまいりたいと思います。次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場） 17番目の規格を説明させていただきます。採用するJ I Sとしましては、JIS C 8282-2-5、家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント、第2—5部：アダプタの個別要求事項となります。ただし、今回採用するJ I Sの中にある附属書AAは適用しないものとします。

適用範囲としましては、この規格は、定格電圧が50Vを超え440V以下、定格電流が32A以下の接地極付き又は接地極なしで、家庭用及びこれに類する用途の屋内用又は屋外用の交流アダプタについて規定しております。

電気用品名としては、「アダプター」、「マルチタップ」などが含まれます。

次に、主な改正点ですが、接地端子又は接地口出線を持つアダプタを適用範囲から除外。

アダプタの定格電流は、組込形過電流保護装置の定格電流より小さくなければならない旨を追加。その他、対応国際規格の改正に合わせて、試験方法及び要求事項の変更をしました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4—17を御覧ください。

まず、提案者からは非該当との提案がありましたが、検討の結果、該当とさせていただきます。13ページ目の第十八条、雑音の強さがございます。こちらは、J55014-1等の別規格で規定されているため、該当としました。

続きまして、非該当部分としましては、10～11ページ目の第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止ですが、アダプタは人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しない品目であり、非該当としました。

次に、11ページから12ページの第十五条各項に関しまして、始動、再始動及び停止による危害の防止の部分ですが、アダプタは一般的にそれ自体が（始動、）再始動等しない品目であり、非該当が妥当であるとしました。

次に、13ページ目、第十七条、電磁的妨害に対する耐性の部分ですが、アダプタは電磁的妨害によって障害が生じない品目であり、こちらも非該当が妥当であると判断しました。

最後に、14ページ目以降の第二十条各号 長期使用製品安全表示制度による表示の部分ですが、アダプタ等の品目は長期使用製品安全表示制度の対象ではないため、非該当とさせていただきます。

以上となります。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——よろしいですか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 次のNo.18からの3つの規格でございますけれども、こちらは住宅及び類似設備用の配線用遮断器や漏電遮断器の規格でございますので、整合確認書が類似しておりますのでまとめて説明させていただきます。

まず、資料2の別添2でございますけれども、No.18～20です。まず、これら3規格はどれも今回新規採用の案件でございます。

18番のJ60898-1(2021)につきましては、採用するJ I SはJIS C 8211：2020年版に2021年の追補1が加わったものでございます。こちらは住宅及び類似設備用の配線用遮断器でございます。

適用範囲は、周波数50Hz、60Hz又は50Hz/60Hzの交流440V以下（線間）又は交流300V

以下（対地間）、定格電流が150A以下、定格短絡遮断容量が25kA以下の気中で遮断する交流の配線用遮断器について規定しております。

電気用品名としましては、「配線用遮断器」でございます。

19番目と20番目の規格につきましては、漏電遮断器でございます。

19番目は、採用するJ I SはJIS C 8221：2020+追補1です。こちらは、過電流保護装置がない漏電遮断器が適用範囲の対象になっております。

適用範囲の箇所を読ませていただきますと、この規格は、電源電圧依存形のもの及び電源電圧非依存形のものを含めて、定格電圧が交流440V以下（線間）又は交流300V以下（対地間）、定格電流が150A以下で定格周波数が50Hz、60Hz又は50/60Hzの住宅及び類似設備用の過電流保護装置なしの漏電遮断器について規定されております。

電気用品名としましては、「漏電遮断器」が該当します。

一方で、20番目の規格につきましては、同じ住宅及び類似設備用の漏電遮断器ではございませんけれども、過電流保護装置付きのものでございます。J I Sの番号は、JIS C 8222：2021版でございます。

適用範囲は、先ほどと同様に過電流保護装置付きのものについて規定されているということですので、説明は省略させていただきます。

なお、18番目から20番目の規格、この3規格に共通しまして、適用範囲の「また、」以降のところに記載しておりますけれども、これらの規格では、電気設備規定の要求事項の差異によって、異なる性能の二つの漏電遮断器または配線用遮断器を、附属書1と附属書2の2つに分けて規定されております。附属書1につきましては、JISC60364低圧電気設備規定対応形としまして、電気設備の技術基準解釈のいわゆる第218条、いわゆるI E C設備の関係に使われる遮断器でございます。一方で、附属書2につきましては、在来の電気設備規定対応形の遮断器が規定されております。なお、在来電気設備の回線には在来電気設備用の遮断器を使う。I E C設備の回路にはI E C設備用の遮断器を用いるというふうに区別されております。

続きまして、整合確認書ですけれども、3規格の代表としまして資料4—18を用いて御説明させていただきます。非該当箇所をメインに説明させていただきますと、まず22ページの十三条関係でございます。

十三条は、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の箇所でございます。こちら、配線用遮断器や漏電遮断器は部品でございまして、人体に危害を及ぼすおそれのある

電磁波は発生しないため、非該当が妥当と考えております。

続きまして、次の23ページ目の一番下から次のページにかけてですけれども、十七条、十八条関係でございます。こちら、整合確認書は該当としておりますけれども、ちょっと補足説明させていただきますと、配線用遮断器につきましては、配線用遮断器の機能である過電流保護機能というのがあるのですけれども、この過電流保護機能につきましては機械式でございますので、電子回路を有しておりません。なので、電磁的耐性や通信への影響の心配はございませんので、それだけを考えれば非該当になるのですけれども、一部の配線用遮断器につきましては付加機能としまして電子回路を用いる保護機能が搭載されているものの中にはあるということでございます。そういった製品を考慮してこの整合確認書を見た場合、十七条と十八条関係の該当する要求事項というのが、こちらに書いておりますとおり、附属書1及び2の8.1.1の一般事項、あるいは十八条関係で言いますと雑音の強さに関する要求事項がございましたので、該当とさせていただきます。

続きまして、次の非該当部分につきましては25ページの下の方の二十条関係でございます。長期使用製品安全表示制度による表示の部分でございますけれども、こちら配線用遮断器と漏電遮断器につきましては対象品目ではございませんので、非該当といたしました。

今説明しました非該当部分以外の部分につきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJISにつきましては省令に求めている技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長　　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますでしょうか。今のは資料の18～20までですね。いかがでしょうか。——特にございませんか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中）　　次、一覧表の21番と22番目の、機器用スイッチの規格でございます。こちら2つの規格も同様に整合確認書の内容が類似しておりますので、ちょっと説明を効率化させて、まとめて説明させていただきます。

資料2の別添2の10ページ、21番目を御覧ください。J61058-1(2021)です。採用するJISは、JIS C 4526-1:2020、機器用スイッチの第1部の通則でございます。

適用範囲としましては、この規格は、定格電圧480V以下、定格電流63A以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器、及び他の装置を制御するための機器用スイッチについて規定されております。

該当する電気用品名としましては、こちらに書いております「タンブラースイッチ」、  
「ロータリースイッチ」などでございます。

主な改正内容のところなのですけれども、ちょっと説明を補足させていただきますと、  
従来のこのJIS C 4526-1につきましては、通則の要求事項に加えまして、機械式スイッチ  
の要求事項や電子式スイッチの要求事項もまとめて1つの規格に記載されておりましたけ  
れども、IECのほうで、4526-1につきましてはこちらの主な改正内容の部分に書いてお  
りますとおり規定内容は通則だけとしまして、これまで入ってございました機械式スイッ  
チや電子式スイッチの要求事項は別の子規格にするというふうなすみ分けにしました。また、  
国際対応規格の改定に伴いまして、水の侵入に対する保護等級の分類や、汎用負荷にかか  
る表示、端子試験シーケンス及び温度上昇試験を追加するなどの改正も、IEC規格の改  
正に合わせて改正が行われております。

次に、22番目のJ61058-1-1でございます。こちらは、先ほどの、従来の通則に入ってい  
た機械式スイッチの部分抜き取って、別規格、子規格にしたものでございます。機器用  
スイッチ、第1—1部：機械スイッチの要求事項となっております。

適用範囲につきましては、こちらに書いておりますとおり、この規格は、定格電圧480  
V以下、定格電流63A以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器、及び他の装置を  
制御するための機器用スイッチについて規定されております。また、JISC4526-1の通則と  
併せまして、機械式スイッチングの素子についても規定されているということでございま  
す。

電気用品名としましては、機械式スイッチに該当する電気用品名で、「タンブラースイ  
ッチ」、「ロータリースイッチ」、「押しボタンスイッチ」、「プルスイッチ」、「その他の点滅  
器」などが該当します。

こちらは新設ということになります。

続きまして、整合確認書を御説明させていただきますので、代表としまして資料4—21  
を御覧ください。

非該当部分につきまして御説明させていただきますと、まず10ページ目の第十二条、化  
学的危険源による危害又は損傷の防止でございます。こちらは補足欄に書いておりますと  
おり、一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び  
溶出がないため、非該当が妥当と考えております。

次に、第十三条関係の、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の部分でござ

います。こちらも、一般に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考えます。

同じページの下の部分、第十五条第1項から第3項関係でございますけれども、始動、再始動及び停止による危害の防止の箇所でございます。一般的に、不意な始動、再始動、停止によって人体に危害を及ぼしたり物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考えました。

最後でございますけれども、14ページ目の二十条関係、長期使用製品安全表示制度による表示の部分でございますけれども、これら機器用スイッチは対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

簡単でございますけれども、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 次は、No.23、J62133-2、ポータブル機器用二次電池の安全性、第2部：リチウム二次電池について説明させていただきます。

まず、規格の概要を御説明させていただきますので、資料2の別添2、10ページ目の下、23番です。採用するJISは、JIS C 62133-2：2020、ポータブル機器用二次電池の安全性—第2部：リチウム二次電池です。

適用範囲としましては、この規格は、ポータブル機器に使用するリチウム二次電池（リチウム二次単電池及びリチウム二次組電池）の、意図する使用時及び合理的に予見可能なご使用時に——「ご使用時」の記載に誤りがあるかもしれません。「ご使用」は「誤った使用」でした。「ご」という平仮名は「誤」という漢字が適切でございます。こちらで訂正させていただきます。失礼いたしました。

○三木座長 11ページの一番上のところですね。

○事務局（村中） はい。

意図する使用時及び合理的に予見可能な誤った使用時における安全な作動の要求事項及び試験方法について規定しております。

電気用品名としましては、「リチウムイオン蓄電池」が該当します。

主な改正内容について説明させていただきます。少し補足させていただきますと、このJIS C 62133-2の前身の規格が、ここに書いております「旧規格」となっているJIS C 8712の2015版になるわけなのですけれども、こちらはリチウム系の電池に加えましてニッケ

ル系の電池も一緒に規定されておりました。そのようなニッケル系とリチウム系が一緒になっていた旧規格からリチウム系だけを分割しまして、本規格につきましてはリチウム二次電池だけを適用範囲とされています。

次のダッシュのところにつきましては、複数の単電池又は電池ブロックが直列に接続された組電池の場合において充電器の定格出力電圧を過充電の保護とみなしてはならないという禁止事項、並びに放電下限電圧を超えて放電しないこと及び組電池の制御系に単電池バランス回路を組み込むことの推奨事項などを追加いたしました。

次のところ、すみません、こちら誤字なのですが、事前にお送りした資料には、省令第十一条、片仮名の「サ」があるのですが、こちらの「サ」は誤記でございます、こちらは削除ください。省令第十一条第一項の要求事項に適合させるために、鋭利な角による危害の防止に関する要求事項を追加しております。

また、強制放電の放電電圧条件について、負極に銅はくを使用しない電池の種類についても考慮しておりまして、上限充電電圧の負の値を90分維持する規定に変更されております。

続きまして、整合確認書の御説明をさせていただきます。資料4—23を御覧ください。

非該当部分につきましては、まずは11ページの下の部分の第十三条関係でございます。電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の条文です。こちらは、リチウム蓄電池は一般に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波は発生しないため、非該当が妥当と考えました。

次のページの第十五条関係、第1項から第3項まででございますけれども、蓄電池は、始動や再始動、停止させる機能はなく、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがございませんので、非該当が妥当と考えました。

続きまして、14ページの十七条のところでは、十七条の電磁的妨害に対する耐性としまして、リチウムイオン蓄電池は一般的に電磁的妨害による誤動作が生じる要素はございませんので、非該当が妥当と考えました。

十八条の雑音の強さにつきましては、すみません、事前にお送りした資料に誤記が多くて申し訳ございませんが、補足の欄の、「一般的に、昨日障害を及ぼす」——「キノウ」というのは「昨日」ではなくて「機能」です。失礼しました。一般的に、機能障害を及ぼす雑音を発生する要素はございませんので、非該当が妥当と考えました。

最後でございますけれども、15ページ以降の第二十条関係の長期使用製品安全表示制度

による表示につきましては、リチウムイオン蓄電池は対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

その他の項目につきましては該当する箇条がございましたので、技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単でございますけれども、当該規格の説明は以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——それでは、次に進みたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（村中） 一覧表の24番目、25番目の、電動工具関係の規格ですので、2つの規格をまとめて説明させていただきます。

まず、資料2の3ページ目を御覧ください。一覧表の3ページ目ですね。3ページ目の下から3つ目と2つ目のところに、J62841-2-5とJ62841-2-14というのが24番目と25番目がございます。国際規格、IECの動きなのですが、前回のワーキングでもちょっと御説明したかもしれませんが、IECの60745という手持形の電動工具と、それから可搬形電動工具のシリーズでございますIECの61029のシリーズ、それから家庭用の電気機器の園芸工具関係のIEC60335という、3つのシリーズの規格にまたがって電動工具はそれぞれ規定されていたのですが、IECのほうで3つが統合しまして、手持形の電動工具、可搬形の電動工具、あとは園芸用の工具関係をまとめてIECの62841シリーズにまとめられております。こちらのリストにも記載しましたとおり、J規格につきましても同様にJ60745の後継規格としまして、今回J62841のシリーズの2-5部と2-14部を採用しようとするものでございます。

次に規格の概要を説明しますので、11ページへお願いします。

採用するJISは、繰り返しになりますけれども、JIS C 62841-2-5：2020年版です。手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性、第2-5部：手持形丸のこの個別要求事項についてでございます。

適用範囲としましては、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下でございます。かつ、定格入力が3,700W以下の手持形丸のこのについて規定されております。

電気用品名で該当しますのは、「電気のこぎり」でございます。

こちらのJISは新設でございます。

続きまして、25番目のJ62841-2-14でございます。採用するJISは、JIS C 62841-2-1

4：2020、手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性、  
第2-14部：手持形かんなの個別要求事項でございます。

適用範囲としましては、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下であって、定格入力3,700W以下の手持形かんなについて規定されております。

電気用品名で該当しますのは、「電気かんな」でございます。

先ほどと同じく、このJIS自体は新設となります。

整合確認書の御説明をいたしますので、代表としまして資料4-24を御覧ください。

非該当部分は1か所でございます、第二十条関係の部分だけでございます。手持形丸のこ及び手持形かんなにつきましては、長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

ほかの項目につきましては該当する要求事項がございましたので、電安法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ではございますけれども、規格の説明は以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますが、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 審議が多くて申し訳ございません。最後の26番目の、JIS C 8300、配線器具の安全性について説明させていただきます。資料2の別添2の最後、12ページ目の26番のところを御覧ください。

J74001としまして、採用するJISは、JIS C 8300：2019版に、2021年に出されました追補1が追加されました、配線器具の安全性でございます。

適用範囲としましては、この規格は、防爆形及び油入形を除く、定格電圧が100～300Vの交流の電路に用いる配線器具について規定されております。ただし、蛍光灯用ソケットについては、定格電圧が100～1,000Vのものに適用します。調光器は、定格電圧が100～150Vのものに適用します。なお、この規格に規定されております配線器具につきましては、「電気設備の技術基準の解釈」の第217条までの在来設備に使われる配線器具でございます。

該当する電気用品名としましては、こちらに記載のとおり、「中間スイッチ」、「タイムスイッチ」、「カットアウトスイッチ」、「電磁開閉器」などがあります。

主な改正内容でございますけれども、2021年制定の追補1の内容でございます。具体的

には、調光器の位置付けの改正でございます。調光器につきましては、この規格の附属書Gに“(参考)”という位置付けで記載がされておりました。今回、この附属書Gに書いております調光器を再度見直した結果、配線器具に近い造営材に取り付ける固定配線によって用いる調光器は“(参考)”から“(規定)”という扱いにしても差し支えないと判断しまして、そのような造営材に取り付ける調光器につきましては定格電圧が150V以下のものだとということで、参考で書いておりました定格電圧の範囲を「300V以下」から「150V以下」として適用範囲に含める変更がされております。そして、附属書Gの調光器の位置付けを“(参考)”から“(規定)”へ変更する改正が行われております。調光器が加わったということです。

整合確認書の御説明でございますけれども、最後の資料4—26を御覧ください。

非該当部分について御説明させていただきますと、まず45ページ目まで飛びまして、ちょっと該当項目がございますので分量が多いのですが、45ページ目の第十三条に、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の箇条がございます。こちら配線器具は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考えました。

続きまして、次の46ページ目の十五条の第1項から第3項まででございますけれども、一般的に、配線器具は、不意な始動や再始動、停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考えました。

最後でございますけれども、53ページ目に飛びまして、二十条関係でございますけれども、配線器具は長期使用製品安全表示制度による表示の対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

今御説明しました以外の部分につきましては該当する要求事項がございましたので、電安法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長　　ありがとうございました。御意見ございますでしょうか。

○渡邊委員　　職業大の渡邊ですが、よろしいでしょうか。内容についての問題ではないのですが、タイプミスが1つ。資料2の別添2のところの、電気用品名のところ、「漏電遮断機」の「機」は、「器」のタイプミスではないでしょうか。

○事務局（村中）　　そうですね。失礼しました。電気用品名のところですね。「漏電遮断機」の「機」は、機械の「機」ではなくて「器」ですね。大変申し訳ございません。訂

正させていただきます。

○三木座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。――よろしいですか。

それでは、今回提出のあった整合規格案については審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思いません。

本日予定の議題については以上ですが、そのほか、皆様のほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうから何か連絡がありましたら。

○事務局（村中） 本日は、長時間にわたり審議いただきまして、どうもありがとうございます。

次回のワーキンググループの開催時期について御案内させていただきます。今回は8月の下旬か9月の中旬辺りにまた開催したいと考えておりますので、開催の日程の詳細につきましては後日、私のほうから調整のメールをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三木座長 それでは、以上をもちまして……

○日暮委員 すみません、日暮ですけれども、よろしいですか。

○三木座長 はい、どうぞ。

○日暮委員 資料2の9ページの16項の適用範囲のところに、「1 000V」と「1 500V」という表示の記載がございますが、ここに3桁目のカンマというのは要らないんですかね。ちょっと隙間が空いていたので気になったのですけれども、ほかの4桁の表示は3桁目のところにカンマが入っているように見受けられたのですが。

○事務局（馬場） 確認します。

○日暮委員 はい。すみません、お願いします。

以上です。

○三木座長 ありがとうございます。

では、先ほどの続きで、第18回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。

――了――

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201